

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第11回総会報告

6月27日（金）10時30分より、さいたま市の浦和コミュニティセンター第13集会室において埼玉消費者被害をなくす会第11回総会を開催しました。

「2013年度事業報告ならびに活動決算」「役員選任の件」の2議案は賛成多数で承認されました。

当日は、団体・個人正会員を含め65名が出席しました。

※表決権総数122個中、実出席表決32個、委任表決3個、書面表決71個 計106個（採決時）

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

第11回総会



◆主催者挨拶：池本理事長

個人正会員の佐藤洋子さんの司会で開会し、議長に古久根章典さんを選任しました。議事録署名人に個人正会員の池本誠司氏（理事長）、滝澤玲子さんを選出、書記に活動委員の石井恵子さん、中村恵美子さんを任命しました。

主催者挨拶

会を代表して池本理事長より「昨年12月に成立した消費者裁判手続特例法では、大勢の被害をまとめて救済することができるようになり、具体的にどのような体制が必要かなど消費者庁との協議が始まっています。また、景品表示法の改正により、今後都道府県にも排除権限が付与されることになり、さらに食品表示法の改正により、適格消費者団体にも差止請求権限が付与されることになりました。なくす会の役割も大きくなっていきます。自分たちも学習し、しっかり体制を作っていく必要があります。」との挨拶がありました。

との協議が始まっています。また、景品表示法の改正により、今後都道府県にも排除権限が付与されることになり、さらに食品表示法の改正により、適格消費者団体にも差止請求権限が付与されることになりました。なくす会の役割も大きくなっていきます。自分たちも学習し、しっかり体制を作っていく必要があります。」との挨拶がありました。

来賓挨拶

埼玉県県民生活部消費生活支援センター所長の渋谷喜代司様より「今年6月6日の通常国会での消費者安全法の改正により、消費生活支援センターの設置が条例化されました。消費生活相談員の法律上の位置づけがされるなど、重い規定が加わったと受け止めております。また、平成25年度の県内の相談窓口に寄せられた相談は前年比8.4%増の50,727件で、全体の37.8%が高齢者からの相談となっています。現在、具体的な分析を進めていますが、消費者が安心して過ごしていくため、行政と、なくす会、弁護士会はじめ様々な会との連携が重要であると思っております。」との挨拶をいただきました。



◆来賓挨拶：渋谷 県消費生活支援センター所長

議案審議

議長より、票決権数を満たし本総会が成立していることが報告された後、岩岡宏保専務理事より第1号議案「2013年度事業報告ならびに活動決算」の提案、一ノ瀬正人監事から監査報告、続いて岩岡専務理事より第2号議案「役員選任の件」が提案されました。第1号議案の事業報告に関する質疑応答の後、採決を行ない、2つの議案は賛成多数で承認されました。



◆提案・報告：岩岡専務理事

報告事項

第1回理事会の開催後、2014年度の理事会体制として、池本誠司理事長、三村光代副理事長、長田淳副理事長、岩岡宏保専務理事、永田康子常務理事が互選されたことが報告されました。続いて岩岡専務理事から「2014年度の事業計画と活動予算」を報告した後、活動委員4名より「2013年度活動委員会報告」がされました。最後に事務局より、2014年度の活動委員28人(公募21人・団体推薦7人)及び検討委員22人を紹介し、総会を終了しました。



◆ 採決の様子



◆ 活動委員会報告

総会記念講演

「食品表示に関わる新たな動きと適格消費者団体」

講師：杉浦 正昭 氏（消費者庁 表示対策課課長補佐）

鈴木 敏之 氏（埼玉県 保健医療部食品安全課食品保健担当主任）

杉浦氏から、「食品表示等適正化対策」の概要、不当景品類及び不当表示防止法の改正案概要、景品表示法の不当表示の考え方について、料理等の食品表示に関わる過去の違反事例をもとに講演いただきました。

続いて、鈴木氏から、『いわゆる「健康食品」に関する埼玉県での取り組み』と題し、健康保健機能食品と“いわゆる「健康食品」”の違い、健康食品による健康被害の例、健康食品の買上検査で発見された違反の具体例などについて講演いただきました。



意見書を提出しました

平成26年6月27日付け、金融庁総務企画局 宛て

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等
（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に対する意見書を提出しました

商品関連市場デリバティブ取引の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止を定めること、並びにその勧誘受諾意思の確認に際して、取引関係のない個人顧客に対し訪問・電話によることを禁止することについて賛成する、意見書を提出しました。

※ 意見書はなくす会ホームページ [新着情報](#) を[検索](#)🔍

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2014年5月～7月）

詳細は埼玉消費者被害をなくす会ホームページ [申入れ・差止請求関連](#) を[検索](#)☞

申入れ

業種	問題とした主な不当条項	成果・経過等（2014年7月現在）
大学学生寮 【継続中】	学生が会館内に残置した物についての処分、解約時の違約金に関する条項など	改訂契約書の未改善な点について2014年5月に送付した「再申入書」に対する回答について、検討を行なっています。
ゲームメーカー 【継続中】	問い合わせ内容、回答内容などについて公開、記載する行為を禁止する条項	協議継続中です。

問合せ

互助会 【継続中】	中途解約時の違約金、早期利用費用の解約手数料の計算根拠など	改善の経過について確認中です。
中古車買取業者 【終了】	売買契約書の、売主に対する無催告解除、瑕疵担保責任に関する条項など	改訂後の売買契約書において条項が改善されたことが確認できたため、2014年6月、終了としました。
人身損害保険 【継続中】	約款・パンフレットにおける支払額の表記について	面談を行なった結果をもとに、今後について検討を行なっています。
クーポンサイト 【継続中】	返金条項、免責条項、加盟店との契約内容など	2014年5月、クーポン購入者に対して一切責任を負わないとした条項等について「問合せ」を行ないました。回答について検討中です。

※ 「消費者裁判手続特例法」の活用に向けて、実務シミュレーションを進めています

★ 消費者大会実行委員会より ～ 第50回大会は10/21に開催！ ★

日時 2014年10月21日（火） **会場** 埼玉会館（浦和駅西口 徒歩10分）

全大会 10時30分～ 大ホール 記念講演：大江健三郎氏（タイトル、内容未定）

分科会 13時30分～ 会議室 以下の5つの分科会を予定しています

「食」「医療・社会保障・暮らしと経済」「消費者問題」「環境」「教育・子育て」

*なくす会は第3分科会（消費者問題）を担当します！

今から知っておきたい葬儀サービス

～トラブルを防ぐために～

2014年8月27日(水) 10時～12時
浦和コミュニティセンター第13集会室

講師:小谷みどり氏
(第一生命経済研究所・主任研究員)



葬儀をめぐる費用や解約のトラブルや
お墓に関するトラブルをよく耳にします。
なぜトラブルになるのでしょうか？
どうすれば防げるのでしょうか？
トラブルの背景にある、
多様化した葬儀サービスを知り、
普段から気を付けておくことを学びましょう。

JR 浦和駅 東口徒歩1分(浦和パルコ10階)

駐車場 あり (有料)

定員 80名(要申込み)

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(844)8973

★この間の主な会議★



第6回理事会・検討委員会(5/22) 第7回理事会・第11回総会・第1回理事会(6/27)
運営促進会議(6/24) 第10回活動委員会(5/16) 第11回活動委員会(6/11)

* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆ 埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)

* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります! 疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害状況などを《なくす会》までお寄せください! TEL048-844-8972 Fax048-844-8973